

千葉県公告第757号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

令和5年8月31日

千葉市長 神谷俊一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 千城台ショッピングセンター

所在地 千葉市若葉区千城台北三丁目21番1号

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 一般財団法人千葉県まちづくり公社

代表者の氏名 代表理事 櫻井 和明

住所 千葉市中央区富士見二丁目3番1号

3 変更した事項

(1) 設置者の氏名または名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前 代表理事 松本 貴

変更後 代表理事 櫻井 和明

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前 別紙（小売業者一覧）（変更前）のとおり

変更後 別紙（小売業者一覧）（変更後）のとおり

4 変更の年月日

(1) 令和5年4月1日

(2) 令和4年6月3日 他

5 変更する理由

(1) 設置者の代表者が変更したため

(2) 別紙（小売業者一覧）（変更後）のとおり

6 届出の年月日

令和5年8月8日

7 縦覧場所

千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市経済農政局経済部産業支援課

8 縦覧期間及び時間

(1) 縦覧期間

令和5年8月31日から令和6年1月4日まで（土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

(2) 時間

午前9時から午後5時15分まで